

令和7年度「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」改定業務 業務委託 企画提案公募要領

本公募は、予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので予めご了承ください。

1. 趣旨・目的

国の「GX2040 ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」の策定を受け、本県においてもエネルギーを取り巻く情勢の変化に対応し、2050年度の「エネルギーの脱炭素化」を実現するため、2030年度の目標に向けたこれまでの取組を総括すると共に、新たに2040年度の目標の設定等を行う必要があることから、イニシアティブの改定を行う作業を委託する者を選定するために、企画提案を募集する。

2. 業務委託の内容

- (1) 委託業務名：「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」改定業務 業務委託
- (2) 事業期間：契約締結の日から令和8年3月27日まで
- (3) 内 容（※別添の「企画提案仕様書」参照）

3. 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同事業体とする。

- (1) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。共同事業体の場合は、構成員のうち1人以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 沖縄県が取り組んでいる沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ等について深く理解し、別添仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足りる組織、人員等を有していること。
- (3) 官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。共同企業体の場合は構成員全員が期間内に遂行する能力を有すること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。共同事業体の場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (5) 共同事業体の場合は、構成員で協定を締結すること。
- (6) 共同事業体の場合は、代表する法人が応募するものとする。
- (7) 共同事業体の構成員は、当事業に応募する他の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体の構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない法人であること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に基づく本県の指名停止措置を受けていないこと。共同事業体の場合は、構成員のすべてがこの要件を満たすこと。

- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (14) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。共同事業体の場合は、代表する法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※参考：地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/322CO0000000016#Mp-Pa_2-Ch_5-Se_6-At_167_4

4. 令和 7 年度委託料の上限額

令和 7 年度委託料の上限額は、17,198,000 円（消費税及び地方消費税(10%)を含む）とする。

ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、必ずしも契約金額とはならない。

5. スケジュール

日 程	内 容
公募開始日 ～ 3月7日（金）	公募期間
令和7年2月28日（金）17時（必着）	質問受付期限
令和7年3月5日（水）12時（必着）	参加意志表明書提出期限
令和7年3月7日（金）17時（必着）	提案書提出期限
令和7年3月11日（火）【予定】	一次審査（書面審査）結果通知
令和7年3月14日（金）【予定】	二次審査（企画提案プレゼン）開催日
令和7年4月上旬 【予定】	二次審査結果通知

6. 質問書、参加意思表明書の提出

(1) 質問書の提出

- ① 受付期間：公募開始日 ～ 令和7年2月28日（金）17時（必着）
- ② 提出方法：質問は、質問書【様式5】によりメールで提出（電話は不可）
- ③ 送付先：沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当 稲福 宛
E-mail: <aa055204 (at)pref.okinawa.lg.jp>（産業政策課代表メールアドレス）
※（at）は@に置き換えること。

※メール件名に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定業務に関する質問」と記載すること。

- ④ 回答方法：質問事項に対する回答は、産業政策課ホームページに随時掲載する。

(2) 参加意思表明書の提出

本事業の企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加表明を行った者に限る。

- ① 受付期間：公募開始日 ～ 令和7年3月5日（水）12時（必着）
- ② 提出方法：参加意思表明書【様式0】によりメールで提出
- ③ 送付先：沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当 稲福 宛
E-mail: <aa055204 (at)pref.okinawa.lg.jp>（産業政策課代表メールアドレス）
※（at）は@に置き換えること。

※メール件名に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定業務の参加意思表明」と記載すること。

7. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

- ①企画提案応募申請書【様式1】
- ②企画提案書【様式2】
- ③会社概要書【様式3】 ※直近3期分の決算書及びパンフレットも添付すること
- ④誓約書【様式4】
- ⑤共同事業体協定書（※共同事業体のみ）
※共同事業体の場合、「③会社概要書」「④誓約書」については、構成員毎に作成し、提出すること。

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおり書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

- ①提出期限：令和7年3月7日（金）17:00 ※必着
- ②提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当 稲福（県庁8階）
- ③提出部数：（1）で示した書類を同じ色のファイルに綴り紙で9部提出すること
（正1部、コピー8部）

8. 企画提案の審査

(1) 一次審査（書面審査）

沖縄県商工労働部産業政策課において審査を行い、主に応募資格等の確認を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において数社を選定する可能性がある。選定された提案者に対しては、結果及び二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は電子メール及び郵送で行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーションもしくは書面審査）

沖縄県に設置する選定委員会において、提案内容等について、審査基準に沿って審査を行い、最も優れた提案者を選定する。（※詳細については、一次審査後に通知する）

9. 審査基準

(1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか

- ①国のエネルギー基本計画等の要点を理解しているか
- ②本県のクリーンエネルギー・イニシアティブの要点を理解しているか
- ③本県のエネルギー事情を理解しているか

(2) 当該業務委託の遂行に有効な、具体的で実現性が高く優れた手法が提案されているか

- ①検討委員会の技術有識者について企画提案仕様書記載の要件を満たした人を提案できているか
- ②国の計画やイニシアティブの要点を踏まえた上で、イニシアティブについてどのような改定が必要となるか有効な提案できているか

(3) 当該業務委託を遂行できる能力・体制を有しているか

(4) 当該業務委託の遂行に資する実績があるか

(5) 合理的なスケジュールが提案されており、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか

10. 委託契約

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を行うものとする。

11. その他

- (1) 書類提出等に当たり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。
- (3) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1事業者（又は1共同事業体）につき、企画提案は1件とする。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (7) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。

- (8) 支払いについては原則精算払いとする。ただし、特に必要と認められる場合は、一定の金額を概算払いすることができる。
- (9) 令和7年度の予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるものである。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則第101条第2項

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12. お問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (県庁 8 階)

沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当：稲福

[TEL:098-866-2330](tel:098-866-2330) FAX:098-866-2440

E-mail: <aa055204 (at)pref.okinawa.lg.jp> (産業政策課代表メールアドレス)

※ (at) は@に置き換えること。